

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 感熱線は、発熱体の各部から30 cm以内に取り付けなければならない。水蒸気の噴出孔をもつものは、水を入れ、定格電圧を連続して加えたとき、水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.7	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.7 蒸気発生用のタンクをもつ機器は、タンクに水を入れ、水蒸気の噴出孔を閉じた状態で、定格電圧を連続して加えたとき、圧力安全弁が作動しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると	■該当 □非該当	箇条7 7.1	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。			ー 定格電圧又は定格電圧範囲 ー 電源の種類の記号 ー 定格入力又は定格電流、等（第1部の規定による。）	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条18	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条18 耐久性 導子部が折り畳める機器は、容易に折り畳むことが可能な程度に折り畳み、最後の折り目に直径が約25 mmの丸棒を当て、丸棒を内側にして1 000回折り畳む操作を行ったとき、各部に異常が生じてはならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 人体に水、その他の液体が直接触れて使用する機器で、機器の外殻に金属などの導電部分が露出しているものは、クラス0Ⅱ 機器、クラスⅠ 機器、クラスⅡ 機器又はクラスⅢ 機器でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.21	箇条22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これらに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 24.1 箇条25 25.7 箇条30 30.1	箇条24 部品 24.1 部品は、合理的に適用可能な限り、該当部品に関する規格に規定された安全性に関する要求事項に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければならない。 ー ゴム被覆 ー ポリクロロプレン被覆 ー ポリ塩化ビニル被覆、等（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を支持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、その劣化によって、機器がこの規格に適合しなくなるおそれがないように、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.101	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 蓋及び外郭を取り外すことによって、充電部が露出する場合、これらの蓋及び外郭は容易に取り外すこと	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		保護すること。			ができてはならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1.4 箇条13 13.1 箇条16 16.1 箇条22 22.5 箇条27 27.1	箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、規定の値以下でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.1 機器の漏えい電流は過大であつてはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.5 差込プラグ又はコンセントに直接差し込むピンを用いて主電源に接続する機器は、通常使用時に、二つのピン間の静電容量が規定の値以上の充電されたコンデンサによって、ピンに触った場合に感電する危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条27 接地の手段 27.1 基礎絶縁の不良が生じた場合に充電部になるおそれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					があるクラス0I機器及びクラスI機器の可触金属部は、規定の試験に適合しない装飾カバーの内側にある金属部も含めて、機器内の接地端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 パックは、導子部に防水処理を施してあり、かつ、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条19 19.1 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.8 箇条22 22.101	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 家庭用温熱治療器の導子部表面の最大通常温度上昇値は、50 K(ケルビン)を超えてはならない。 箇条22 構造 22.101 蓋及び外郭を取り外すことによって、導子部以外の発熱部が露出する場合、これらの蓋及び外郭は容易に取り外すことができてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条23 23.1 箇条25 25.9	箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条21 21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.101 床上で使用することを意図する機器は規定の静荷重試験に適合しなければならない。機器の質量が4kg以下の可搬形機器は規定の落下試験に適合しなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又は 損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。）	
				箇条32	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	
				32.1	32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。） 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.50	の規定による。)	
				22.51	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.62	22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があってはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条20 20.2	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があってはならない。(第1部の規定による。) 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過電流保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定によ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.10	る。) 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があってはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1 19.11	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.8	箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見	■該当 □非該当	箇条7 7.14	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読可能で、かつ、耐久性がなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.15	7.15 規定の主な表示は、機器の主要部上に行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十	表示等（長期	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機	☐ 該当	—	—	電気冷房機は、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 2 号	使用製品安全表示制度による表示)	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十	表示等（長期	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも	□該当	—	—	テレビジョン受

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-211:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 4 号	使用製品安全表示制度による表示)	のに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。